

毎月15日までの会費納入に、
ご協力をお願いします。

会計 山崎 孝亀

春日井民商だより

春日井民主商工会発行

TEL 0568-81-1482

FAX 0568-81-9756

http://kasugaiminsyo.st1.jp



コロナで売上激減 国保の減免申請で営業と暮らしを守ろう

国保減免相談会(毎週水曜日夜・予約制)に参加しよう!

3割以上の収入減見込みで国保減免
春日井市は新型コロナウイルスの影響で主な生計維持者の収入が前年より3割以上減少する見込みの世帯の国保税を、主な生計維持者の前年所得と世帯全体の所得中における割合に応じて減免します。
減免を受けるには申請書の提出が必要です。みだしの国保減免相談会に参加して申請書を提出しましょう。
また、市県民税については減免にはなりません。申請により最長1年間猶予される制度があります。
前年所得1000万円まで減免対象に
通常の売上減少時の減免申請と異なり、主な生計維持者の前年所得が1000万円まで減免対象となっています。
また、結果として3割減に至らなくても、いったん減免が決定したものが覆ることはありませんので安心して申請しましょう。
減免対象となるのは今年2月1日から来年3月31日までに納期限が到来するもので、すでに納付されたものもさかのぼって減免対象となります。

国保減免相談会の日程

毎週水曜夜7時～ 事務所 **要予約**

- ★7月29日(水)の相談会は休みです。
 - ★先着4名までの完全予約制です。必ず事前に予約してご参加ください。
 - ★この時間では都合が合わないという方はご相談ください。
- <もってくるもの> 印鑑、今年に入ってから収入のわかるもの、令和1年度分の確定申告書、市から届いた国保の納付書類
- ☆国保減免の申請期限は3月31日です!

国保減免相談会に参加しよう
春日井民商では7月1日より、役員も参加して国保減免相談会を開催しています。新型コロナウイルス感染症防止のため、完全予約制で対応しています。(予約なしの参加はお断りする場合があります)
減免相談会に参加し、国保の減免で営業とくらしを守りましょう。

県の休業協力金、市の支援金の申請が終わりました

愛知県の休業協力金、春日井市の支援金の申請が終了しました。春日井民商が把握している会員・読者の申請数は、協力金が34件、支援金が39件となっています。協力金がもらえた会員からは、「お客さんが減って苦しい経営の時に助かった。これで当面はなんとかなる」など喜びの声も寄せられています。

なお持続化給付金の申請は、引き続き来年1月15日まで受け付けています。

好評につき残りわずかです

小豆島のそうめん



1.8kg 2,200円

新型コロナ関係の相談が激増しており、事務所が非常に混みあっています。相談のある方は、事前に必ず予約してからお願いします。

源泉所得税中間納付は7月10日(金)までです!

納付期限を1日でも過ぎると、不納付加算税が課せられますので注意してください。

- ★新型コロナウイルスの影響で納付が困難な場合は「延長」の手続きがあります。詳しくは事務所までお問い合わせください。

所得税の予定納税通知が届いています

払うのが難しい方は7月15日までに減額申請を!
業績悪化等で前年度に比べ今年度の所得税及び復興特別所得税の見積額が少なくなる人は、7月15日までに税務署に「予定納税額の減額申請書」を提出することで予定納税額の減額を受けられます。詳しくは民商にご相談ください。